## 第18回

日 時: 令和5年3月28日(月)

場 所:オンライン開催

出席者(敬称略):

(座 長)

庄司 昌彦 武蔵大学社会学部教授

(分科会長)

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所代表取締役社長

(構成員)

西海 貴俊 神戸市行財政局住民課システム担当係長

木野内 誠 筑西市企画部情報政策課課長補佐

岡田 寿史 前橋市未来創造部情報政策課課長

千葉 大右 船橋市 デジタル行政推進課 課長補佐

摩尼 真 町田市総務部情報システム課担当課長

坪田 充博 日野市企画部情報政策課長

向山 泰治 藤沢市市民情報システム課長(代理出席)

金泉 嘉昭 出雲崎町町民課長

片桐 康則 飯田市 市民協働環境部市民課課長補佐

平松 弘三 倉敷市デジタルガバメント推進室主任(代理出席)

津留 薫 久留米市市民文化部市民課課長補佐

能沢 英志 神奈川県町村情報システム共同事業組合 事務局副主幹

藤井 敏久 京都府町村会理事兼企画振興課長

西川 亨 全国知事会調査第一部長

小出 太朗 全国町村会行政部長

樋口 浩司 地方公共団体情報システム機構 住民基本台帳ネットワークシス テム全国センター長

佐藤 勝己 地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター副センター長

前田みゆき デジタル庁プロジェクトマネージャー

三木 浩平 総務省デジタル統括アドバイザー

(準構成員)

杉 優一 株式会社 RKKCS 企画開発本部次世代システム開発部課長代理(代理 出席)

末武 純 Gcom ホールディングス株式会社第1製品開発部住記1課課長(代理 出席)

新谷 則之 株式会社 TKC ユーザ・インターフェイス設計部 住民情報・福祉

情報システムグループ課長

- 赤川 裕亮 株式会社電算開発本部ソリューション1部(代理出席)
- 藤野 正則 日本電気株式会社 社会公 共ソリューション開発部門プロフェッショナル
- 青木 弘明 株式会社日立システムズ 公共・社会事業グループ公共情報サービス第一事業部第一開発本部主任技師
- 大村 周久 富士通 Japan 株式会社行政ソリューション開発本部住民情報ソリューション事業部第一ソリューション部長

## 【議事】

- 1. 住民記録システム標準仕様書【第4.0版】案、印鑑登録システム標準仕様書 【第3.0版】案及び戸籍附票システム標準仕様書【第2.0版】案について
- 2. その他

## 【概要】

- 1. 住民記録システム標準仕様書【第 4.0 版】案、印鑑登録システム標準仕様書 【第 3.0 版】案及び戸籍附票システム標準仕様書【第 2.0 版】案について 事務局より、「資料 1 今後の住民記録・印鑑登録・戸籍附票システム標準仕 様書の修正点(案)」「資料 2 指定都市要件に係る標準仕様書の修正点(案)」 について説明を実施
- ○資料2 P.11 転出先住所(予定)の入力について、地方を転出してから東京都へ転入するがアパートが決まってない等転入先住所が確定していない人は、市区町村名を記載できないケースもあると想定される。その場合、自治体の窓口は対応に困らないか。
- →マイナンバーカードが今後8割普及することにより転出届のオンライン化できるようになるため、転出届を提出するタイミングを遅らせ、転出先市区町村名が記入できる可能性が高まると想定している。また、行き先の市区町村が決まっていない状況で生活の本拠は移っていると言い切れるかという問題もあるため、P.11の整理としていることにご理解いただきたい。
- 〇理論として弱いと考える。マイナポータルを使って転出届を提出する人は今後たしかに増えるのだが当該サービスを使用するかは完全一致しないと考える。また、転出先市区町村名を原則記載しなければならない運用となると、窓口での運用において、押し問答が繰り広げられるか、実体のない転出先市区町村を記載してしまう等の懸念がある。
- →どこまで正確に記載をしてもらうかは難しい問題である。他方で、住所は民法 上当該者の生活の本拠をいうこととなるが、客観的居住の事実と主観的な意 思をあわせて判断する際に、転入先市区町村が決まってない場合は、現在の住

所地に残らざるを得ない。記載できる範囲で書いてもらう運用を今後も実施 いただく想定である。

- ○国にて自治体に対して無理な運用を押し付けてはならないと考える。
- 〇エクセル版を今後更新する際、変更履歴等の表記方法が省庁によって異なる ため、デジタル庁と調整し統一いただきたい。
- →承知した。
- ○資料 1 P.6 に記載されている EUC 機能の横並び調整について、総務省にて反映した考え方を教えてほしい。
- →EUC機能の根本的な考え方はデジタル庁にて確認いただきたい。基本データリストの規定に従うことと仕様書に明記しているため、基本的にはデジタル庁の方針に従っている。

## 2. その他

特になし。

以上